



鳥取県公報

平成 31 年 2 月 19 日 (火)
第 9 0 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (2 件) (56・57) (福祉監査指導課) . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (58) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (59) (〃) 2
	国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数 (60) (医療・保険課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (61) (企業支援課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (62・63) (〃) 4
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出 (64) (西部総合事務所福祉保健局) 5

告 示

鳥取県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
ファーマシィ薬局米子センター	米子市上福原177-3	平成31年1月1日

鳥取県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社ライオンハート	米子市熊党181-2	訪問看護リハビリステーション ラビット	米子市熊党181-2	平成30年11月1日

鳥取県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎四丁目9-17	平成30年5月22日
川本医院	東伯郡琴浦町大字保5-2	平成30年9月18日

鳥取県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止

した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	休 止 年 月 日
医療法人社団 岡空医院	米子市糺町一丁目25	平成30年5月7日

鳥取県告示第60号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、平成31年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8028372475239
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8021360314784
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.7899584942851
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第61号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エスマート河原店 鳥取市河原町布袋198-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年10月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,466平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 70台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 位置 9の書類に記載のとおり
- イ 面積 75平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 26.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成31年2月5日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成31年2月19日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S-m a r t 桜谷店 鳥取市正蓮寺109
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市 鳥取市二階町一丁目117
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 鳥取市二階町一丁目218
変更後 鳥取市二階町一丁目117
- 4 変更年月日
平成30年10月15日
- 5 届出年月日
平成31年1月18日
- 6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成31年2月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第63号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店FCウシオ 鳥取市古海590ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市 鳥取市二階町一丁目117

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 鳥取市二階町一丁目218

変更後 鳥取市二階町一丁目117

(2) 大規模小売店舗で小売業を行う者の住所

変更前 鳥取市二階町一丁目218

変更後 鳥取市二階町一丁目117

4 変更年月日

平成30年10月15日

5 届出年月日

平成31年1月18日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成31年2月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第64号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行って	指定に係る障害児通所支援事業を行って	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日

		いた事業所の名称	いた事業所の所在地		
特定非営利 活動法人志 塾フリースク ール鳥取	米子市富士見町 一丁目 5	放課後等ダイサー ビスあすなる	米子市博労町一丁目 15	放課後等ダイサ ービス	平成 31 年 2 月 1 日